

# 中部保健所食品営業許可申請 (飲食店営業 (露店) 許可の申請)

中部保健所 衛生薬務課

# 露店とは

屋台や曳車などで食品を調理して提供する営業  
(自動車での営業は該当しません。)

(生食用食品は提供できません)

生肉、刺身、生野菜及び生のフルーツを加熱せずに提供することはできません。

# 準備する事

- ① 設備（貯水タンクや手洗い設備など）の用意
- ② 図面の作成
- ③ 電子申請
- ④ 手数料のお支払い・設備の確認

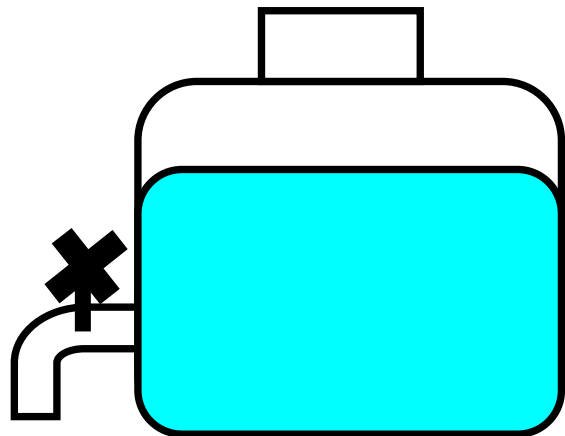
# ① 設備の用意

## ① 設備の用意

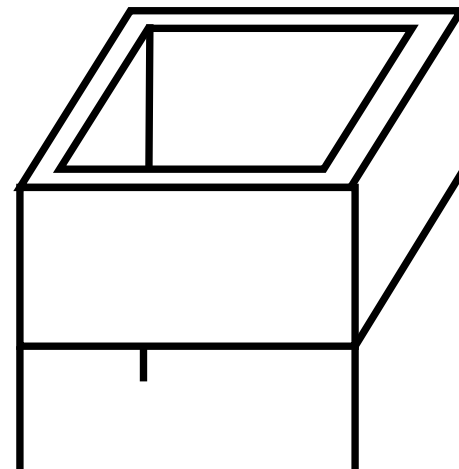
露店形態の飲食店営業の許可を取得する場合は次の設備を用意していただく必要があります。

(1) 蛇口付き給水タンク  
(40L以上の容量)

20L × 2個でも可



(2) 手洗い設備(シンク)  
縦・横30cm程度



# ① 設備の用意

(3) 手洗い消毒用石けん



(4) 殺菌設備

(エタノール、次亜塩素酸ナトリウムなど)



(5) 排水設備 (タンク)

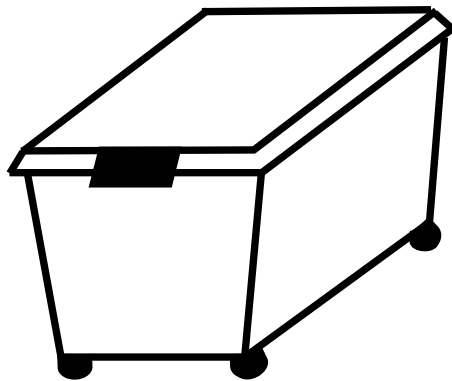


容量は原則40L以上(20L×2個でも可)  
こまめに排水が出来る環境であれば、  
ちいさい容量でも可能です。

# ① 設備の用意

## (6) 保管設備

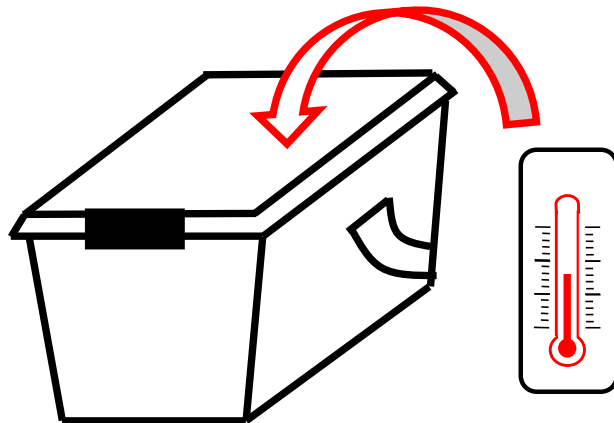
原材料等を衛生的に保管するために十分な容量を確保できるもの



衣装ケースのような  
蓋付きの設備

## (7) 温度計付き冷蔵設備

冷蔵品を取り扱う場合に必要。保管するために十分な容量を確保できるもの



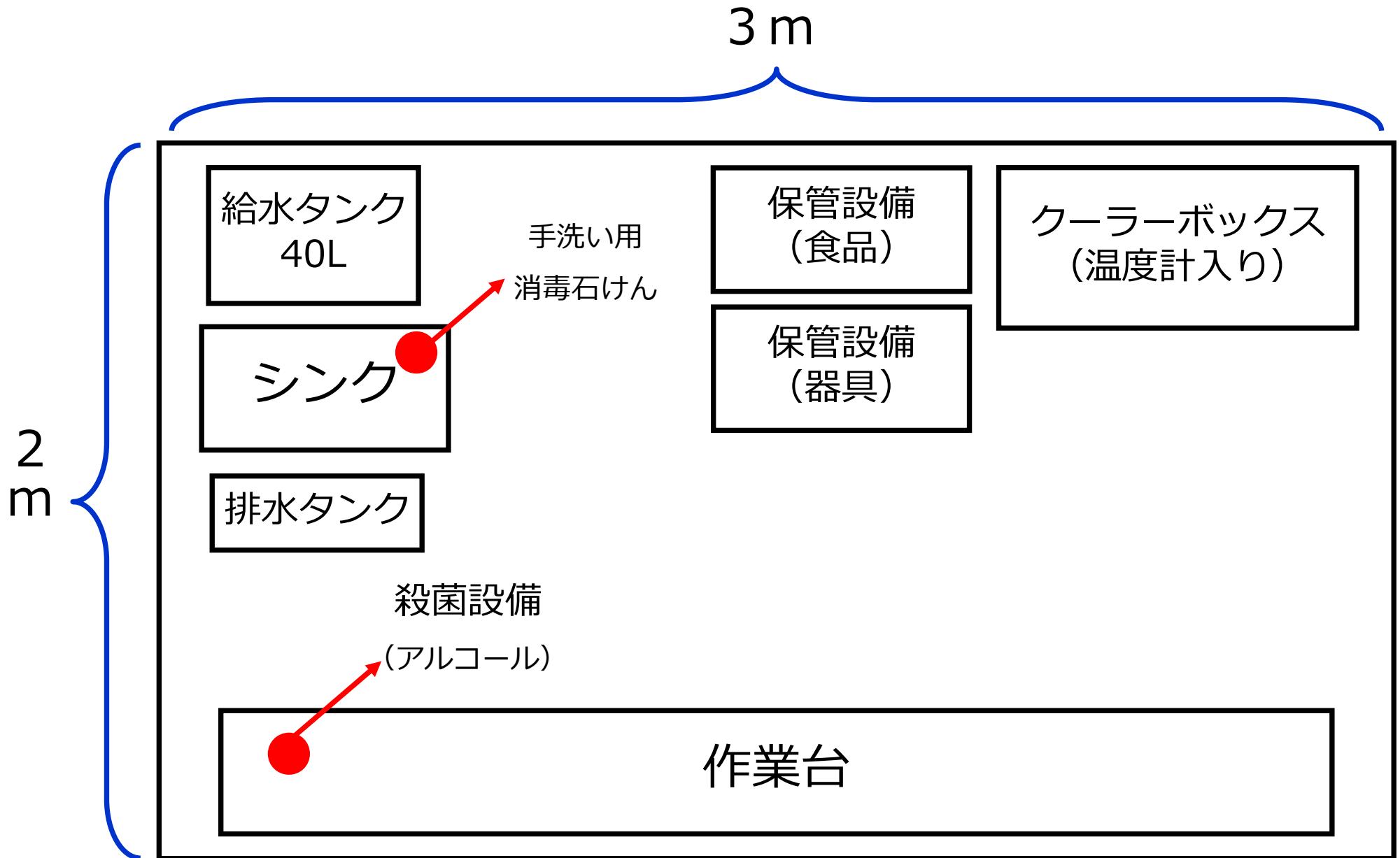
クーラーボックスに  
温度計を入れて用意

## ② 図面の作成



## ② 図面の作成

以下のような図面を用意してください。



③

電子申請

## ③ 電子申請

パソコン又はスマートフォンにより手続きをお願いします

### ③ー1 食品等事業者情報登録

食品衛生申請等システム(厚生労働省のシステム)から登録をしてください。

### ③ー2 営業許可の申請

## ③-1 食品等事業者情報登録

食品衛生申請等システム  
The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls.

① GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方

gBiz ID GビジネスIDでログイン

gBiz ID GビジネスIDを作成

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

ログイン

厚生労働省のシステムにアクセス

URL <https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>

### ③-1 食品等事業者情報登録

① GビジネスIDを利用される方は「GビジネスIDでログイン」をクリックしてください。

GビジネスIDを利用される方

[gBiz ID GビジネスIDでログイン](#) [gBiz ID GビジネスIDを作成](#)

GビジネスIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービス

GビジネスIDを利用されない方

ログインID

パスワード

[ログイン](#) [パスワードを忘れた方はこちら](#)

[アカウントの作成はこちら](#)

GビジネスIDを利用せずに本システムのログインをご利用する

GビズIDの作成または  
アカウントの作成  
をクリック

# ③-1 食品等事業者情報登録

## 担当者基本情報・食品等事業者基本情報の入力

担当者基本情報登録

食品等事業者のアカウントを登録します。  
必要な情報を入力して「次へ」ボタンをクリックしてください。

担当者基本情報

姓	<input type="text"/>	名	<input type="text"/>
姓 フリガナ	<input type="text"/>	名 フリガナ	<input type="text"/>
郵便番号	<input type="text"/>	<input type="button" value="選択"/>	
都道府県	<input type="text" value="未選択"/>		
市区町村	<input type="text" value="未選択"/>		
町域	<input type="text"/>		
番地等	<input type="text"/>		
マンション名等	<input type="text"/>		
電話番号	<input type="text"/>	アカウントID番号	<input type="text"/>
所属部署	<input type="text"/>		

①担当者基本情報（記入担当者の情報です）  
氏名、住所、連絡先等

②食品等事業者基本情報  
（「申請者」の情報です。本内容が申請書に入力されます。）  
氏名、住所（番地まで記入ください）、連絡先等  
ご注意：会社または個人事業主の住所、連絡先等になりますので、店舗や工場の住所等は記入しないでください。

### ③-1 食品等事業者情報登録

登録を終了すると、入力したメールアドレス(このアドレスがIDになります。)にメールが送信されます。

メール内のURLをクリックし、「アカウントの有効化」を行うと登録が終了となります。

**ご注意：アカウントの有効化を実施しないと登録は完了しませんので必ず行ってください。**

## ③ - 2 営業許可の申請

Google Chrome はデフォルトのブラウザとして設定されていません [デフォルトとして設定](#)

ひと、暮らし、みらいのために  
**厚生労働省**  
Ministry of Health, Labour and Welfare

### 食品衛生申請等システム

The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls

① アカウントをお持ちの方はログインIDとパスワードを入力してログインボタンをクリックしてください。

ログイン

ログインID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

最新のお知らせ

	掲載日	タイトル
<a href="#">表示</a>	2021-07-01	オープンデータ閲覧の集計日の誤記について
<a href="#">表示</a>	2021-06-30	連携基礎データ項目の修正について
<a href="#">表示</a>	2021-06-30	2021/6/30 のシステムメンテナンスで追加になった機能
<a href="#">表示</a>	2021-06-25	2021/6/25 のシステムメンテナンスで追加になった機能
<a href="#">表示</a>	2021-05-21	保健所コードの訂正について

厚生労働省 (法人番号 6000012070001) [食品衛生申請等システム](#)

[このサイトについて](#) [利用規約](#) [免責事項](#) [著作権](#) [プライバシーポリシー](#)  
[ウェブアクセシビリティ](#) [お問い合わせ](#)

スタート

- ・ ログインID
  - ・ パスワード
- を入力し、ログインします



## ③ - 2 営業許可の申請

食品衛生管理[メニュー] × +

← → ↻ ⚠ 保護されていない通信 | vfas.mhlw.hq.admix.go.jp/fasmng/\_link.do?FIO\_S010301

ひと、暮らし、みらいのために  
厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

FAS 中部保健所衛生業務課

食品衛生申請等システム  
The Food business Application System  
for licenses, export certificates and report of food recalls

営業許可・届出

- 営業許可の申請
- 営業の届出
- 地位承継届の届出

食品リコール

- リコール情報の届出
- リコール情報の検索

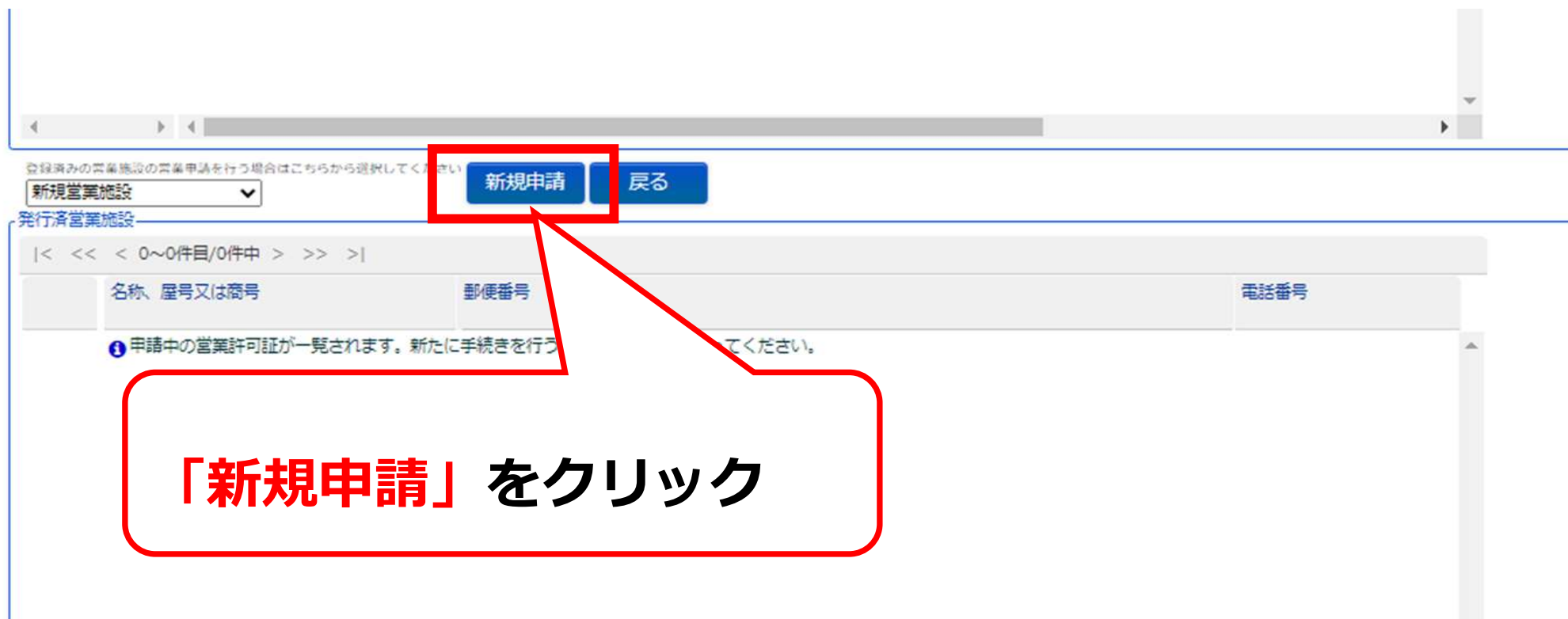
お知らせ

※ これまでの手続きと同様に、紙による窓口への申請・届出も引き続き行うことは可能です。

申請・届出の記載や申請内容に関するお問い合わせは、営業所を所管する保健所へお問合せください。  
システムの利用方法や操作方法に関するお問い合わせについては、食品衛生申請等システムのヘルプデスクへお問合せください。  
※同様のお問合せも多く発生しておりますので、お問合せの前に「マニュアル」や「よくあるご質問(FAQ)」もご確認ください。

「営業許可の申請」  
をクリック

### ③ - 2 営業許可の申請



**「新規申請」をクリック**

画面が進まない、ボタンをクリックできないなどの場合はシステムの問題かもしれません。その場合は以下に連絡ください。

TEL : 0 8 0 - 4 9 5 3 - 0 5 6 6    メール : TJ-fas-helpdesk@tjsys.co.jp

### ③ - 2 営業許可の申請

#### 担当者情報

氏名	中部一郎
フリガナ	チュウブイチロウ
電話番号	054-644-9283

#### 営業施設情報

名称、屋号又は商号	<input type="text"/>	①
フリガナ	<input type="text"/>	
郵便番号	<input type="text"/>	住所検索
都道府県	未選択	
市区町村	未選択	
町域	<input type="text"/>	②
番地等	<input type="text"/>	
マンション名等	<input type="text"/>	
電話番号	<input type="text"/>	
ファクシミリ番号	<input type="text"/>	
電子メールアドレス	<input type="text"/>	
営業車の自動車登録番号	<input type="text"/>	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択	選択 クリア
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	<input type="text"/>	

店の名前

郵便番号・市町・町域

電話番号 (ハイフン入り)  
メールアドレス

緊急時に連絡が取れるよう記入  
をお願いします

**ご注意**：当所管内（藤枝市、焼津市、島田市、川根本町、牧之原市、吉田町）で主に露店を営業する場所を記入下さい。  
例：藤枝市瀬戸新屋（番地までは不要です）

## ③ - 2 営業許可の申請

- ④ 主として取り扱う食品又は添加物  
「選択」をクリック

ファクシミリ番号	<input type="text"/>
電子メールアドレス	<input type="text"/>
営業車の自動車登録番号	<input type="text"/>
主として取り扱う食品又は添加物	未選択 <input type="button" value="選択"/> <input type="button" value="クリア"/>
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	<input type="text"/>
業種	<input type="text"/>
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択 ▼
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択 ▼

クリックすると下の画面が開きます

### 日本標準商品分類の選択

総務省で刊行されている日本標準商品分類から、該当する食品等の一般名称を選択して下さい。

#### 検索条件

大分類

名称

#### 商品コードと名称

|< << < 0~0件目/0件中 > >> >|

コード

名称

該当する食品等を以下の方法で選択してください

- ① 「大分類」から該当食品等を選び、「商品コードと名称」から該当するものを選択（選択をクリック）
- ② 「名称」に調理食品、コーヒーなどのワードを入力し、「検索」をクリックし、「商品コードと名称」から該当するものを選択（選択をクリック）

## ③ - 2 営業許可の申請

電子メールアドレス	
営業車の自動車登録番号	
主として取り扱う食品又は添加物	未選択
主として取り扱う食品又は添加物 (自由記載)	
業態	
法第55条第2項各号のいずれかに該当することの有無	未選択
法第55条第2項各号のいずれかに該当する場合の内容	未選択
自動販売機の型番	
施設の構造及び設備を示す図面	事業譲渡以外の場合、必
営業を譲り受けたことを証する書面等	事業譲渡の場合、必須項目で
使用水の種類	未選択
水質検査の結果	この項に該当する水を選択した ファイル登録ボタンから登録

⑤ 「露店」と入力してください

⑥ 以下に該当しなければ「無」を選択

- (1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと
- (2) 食品衛生法第59条から61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと
- (3) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの

⑦ 井戸水の場合は「飲用に適する水」を選択し、水質検査の結果をデータで添付してください (添付については後ほど説明します)

営業の種類/許可情報

+ - 申請区分 営業の種類

> 新規 未選択

営業種類の説明

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名

## ③ - 2 営業許可の申請

### ⑧ 「+」をクリック

The screenshot shows a web application interface for business license applications. A red box highlights a '+' button in the top left corner. A red callout box points to the first item in a dropdown menu, '① 飲食店営業' (Restaurant Business), with the text '「飲食店営業」を選択してください' (Please select 'Restaurant Business').

申請区分	営業の種類	許可番号	初回許可年月日
<input type="checkbox"/> > 新規	未選択		

営業の種類の説明

食品衛生責任者又は食品衛生管

責任者氏名	
フリガナ	
資格	
受講した講習会、資格取得年月	
管理者氏名	
フリガナ	
資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	
食品等の指定	未選択

① 飲食店営業  
② 調理機能を有する自動販売機（要許可）  
③ 食肉販売業  
④ 魚介類販売業  
⑤ 魚介類競り売り営業  
⑥ 集乳業  
⑦ 乳処理業  
⑧ 特別牛乳搾取処理業  
⑨ 食肉処理業  
⑩ 食品の放射線照射業  
⑪ 菓子製造業  
⑫ アイスクリーム類製造業  
⑬ 乳製品製造業  
⑭ 清涼飲料水製造業  
⑮ 食肉製品製造業  
⑯ 水産製品製造業  
⑰ 氷雪製造業  
⑱ 液卵製造業  
⑲ 食用油脂製造業

## ③ - 2 営業許可の申請

営業種類の説明

食品衛生責任者又は食品衛生管理者の情報

責任者氏名	<input type="text"/>
フリカナ	<input type="text"/>
資格	未選択 <span>⑩</span>
受講した講習会、資格取得年月日等	<input type="text"/>
管理者氏名	<input type="text"/>
フリカナ	<input type="text"/>
資格	未選択
受講した講習会、資格取得年月日等	<input type="text"/>

⑨

⑩

⑪

衛生管理  
衛生管  
HACCP  
輸出食

施設情報

- 飲食店営業のうち簡易飲食店営業の施設
- 生食用食肉の加工又は調理を行う施設
- ふぐの処理を行う施設
- 指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準 未確認

営業施設基準

開示情報確認

責任者の名前を記入してください

食品衛生責任者の資格を選択

食品衛生協会が行う養成講習会を受講した方は⑩「知事等が行う講習会又は知事等が適正と認める講習会受講者」を選択

・ 資格の場合 → 取得年月日

・ ⑩講習会受講者の場合  
→ 受講した団体、講習会名称、  
受講年月日

## ③ - 2 営業許可の申請

指定成分等含有食品を取り扱う施設

営業施設ごとの個別基準

営業施設ごとの個別基準

未確認

営業施設基準

⑫

「営業施設基準」をクリックすると以下の画面が出ますので全ての質問にお答え下さい。質問は約30個あります。全て答え終わったら「設定」を押します。全て答え済みの場合は「未確認」が「確認済」になります。

**注意：「確認済」にならないと申請が終了しません。**

営業施設基準

営業施設の基準を一覧しています。全ての項目に該非を設定して下さい。

営業施設に共通する基準

施設基準(特定基準)

- 一 施設は、屋外からの汚染を防止し、衛生的な作業を継続的に実施するために必要な構造又は設備、機械器具の配置及び食品又は添加物を取り扱う量に応じた十分な広さを有すること。
- 二 食品又は添加物、容器包装、機械器具その他食品又は添加物に接触するおそれのあるもの（以下「食品等」という。）への汚染を考慮し、公衆衛生上の危害の発生を防止するため、作業区分に応じ、間仕切り等により必要な区画がされ、工程を踏まえて施設設備が適切に配置され、又は空気の流れを管理する設備が設置されていること。ただし、作業における食品等又は従業員の経路の設定、同一区画を異なる作業で交替に使用する場合の適切な洗浄消毒の実施等により、必要な衛生管理措置が講じられている場合はこの限りではない。なお、住居その他食品等を取り扱うことを目的としない室又は場所が同一の建物にある場合、それらと区画されていること。
- 三 施設の構造及び設備

未選択

未選択

スクロールして  
お答え下さい

営業施設ごとの個別基準

営業の種類 施設基準(特定基準)

- ① 飲食店営業 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
  - (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
  - (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
  - (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。

未選択

設定

閉じる



## ③ - 2 営業許可の申請

### 開示情報確認

申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

⑬

開示情報を選択して下さい

⑭

ファイル登録 確認 戻る 一時保存

「ファイル登録」をクリックすると以下の画面が出ますので、②で作成した~~図~~面や水質検査の結果をPDFや写真などのファイルで添付してください。

### 許可営業施設登録 >> ファイル登録

営業許可の申請に必要なファイルを設定して下さい。  
ファイルの指定が完了後「設定」ボタンをクリックしてください。

施設の構造及び設備を示す図面	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
営業を譲り受けたことを証する書面等	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
水質検査の結果	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類①	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類②	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類③	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類④	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア
その他必要書類⑤	ファイルの選択	ファイルが選択されていません	ファイルクリア

ココをクリックして添付

## ③ - 2 営業許可の申請

開示情報確認

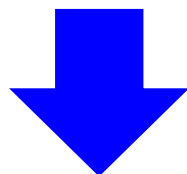
申請者氏名	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
申請者住所	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設名称、屋号又は商号	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設所在地	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開
営業施設連絡先	<input checked="" type="radio"/> 公開 <input type="radio"/> 非公開

⑮

全ての入力が完了したら  
「確認」をクリック

ファイル登録 **確認** 戻る 一時保存

履歴一覧



確認画面に移ります

開示情報確認

申請者氏名	非公開
申請者住所	非公開
営業施設名称、屋号又は商号	非公開
営業施設所在地	非公開
営業施設連絡先	非公開

記入事項に問題がなければ  
「登録」をクリック

⑯

**登録** 戻る

以上で電子申請は終了です。

連絡先 中部保健所衛生薬務課 054-644-9283

④ 手数料のお支払い・  
設備の確認

## ④ 手数料のお支払い・設備の用意

①～③まで行っていただきましたら、以下のものを保健所まで持参してください。

- 1 手数料 16,000円
- 2 ①のすべての設備
- 3 食品衛生責任者の資格(修了証や調理師免許など)